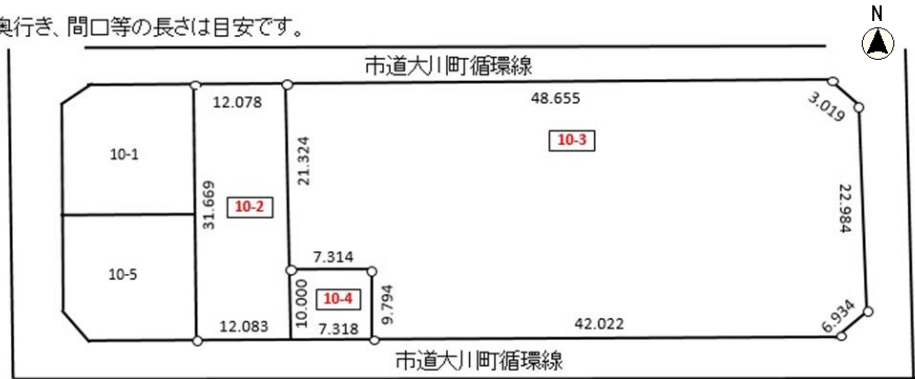


市有財産の売払いについて

1 売払い物件の概要

所在地	用途地域	地目	公募簿・実測面積 (m ²)	
島田市大川町10番2	近隣商業	宅地	380.40	合計 1,974.21
島田市大川町10番3			1,521.42	
島田市大川町10番4			72.39	

【略図】 ※奥行き、間口等の長さは目安です。



2 売払いに係る条件

(1) 関連法令・計画との整合に関する条件

島田市中心市街地活性化基本計画に掲げる基本方針のうち、「まちなかの働く場づくり」を念頭に土地活用する。新規雇用者数の増加へ寄与すること、近隣土地利用との調和を図ること。単に営利を目的として、所定の期限内に本物件を転売するために入札に参加することは認めない。

(2) 用途に関する制限

建築基準法第48条（用途地域等）で規定している建築物の制限に加え、建築物を風俗施設及び工場の用に供すること、並びにテナントとしての入居も禁止する

風俗施設	「キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの」「個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの」
工場	「建築基準法別表第2に記載のもの」

3 売払い日程

内容	期日・期間
広報しまだ掲載	3月15日（火）
市ホームページ掲載	3月15日（火）
募集期間	3月16日（水）～4月15日（金）
参加資格通知	4月22日（金）
入札執行日	4月27日（水）